

令和3年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（6日目）

1. 招集年月日 令和3年3月9日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年3月22日（月曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	水 道 課 長	橋川貴月君
会 計 管 理 者	内田明文君	教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下 慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議案第29号 工事請負変更契約締結の件
(令和2年度 大新田排水機場1号排水ポンプ補修)

追加日程第2 議案第30号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第11号）

追加日程第3 議案第31号 令和2年度 佐々町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第2 議案第24号 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算

日程第3 議案第25号 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算

日程第4 議案第26号 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計予算

日程第5	議案第27号	令和3年度 佐々町水道事業会計予算
日程第6	議案第28号	令和3年度 佐々町公共下水道事業会計予算
追加日程第4	議案第32号	町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件
日程第7	発議第1号	佐々町議会会議規則の一部改正について
日程第8	意見書第1号	核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）の提出について
日程第9	閉会中の委員会継続調査	
閉会		

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日は、令和3年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の6日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、橋本義雄君、8番、平田康範君を指名します。

それでは、議案の上程前に、本日追加案件が3件あっております。本日9時半より議会運営委員会を開催し、協議していただきました。案件の内容は、議案第29号工事請負変更契約締結の件（令和2年度大新田排水機場1号排水ポンプ補修）、議案第30号令和2年度佐々町一般会計補正予算（第11号）、議案第31号令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）の3件です。

皆さんにお諮りをいたします。3件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号工事請負変更契約締結の件（令和2年度大新田排水機場1号排水ポンプ補修）を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第30号令和2年度佐々町一般会計補正予算（第11号）を日程に追加し、追加日程第2とし、議案第31号令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第3とし、以上の3件を議題とすることに決定しました。

議事日程、議案配付のため、しばらく休憩をします。

(10時02分 休憩)

(10時02分 再開)

— 追加日程第1 議案第29号 工事請負変更契約締結の件
(令和2年度 大新田排水機場1号排水ポンプ補修) —

議 長(川副 善敬 君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

追加日程第1、議案第29号工事請負変更契約締結の件(令和2年度大新田排水機場1号排水ポンプ補修)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第29号 朗読)

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(川副 善敬 君)

産業経済課長。

産業経済課長(藤永 尊生 君)

それでは、議案書に添付しております資料のほうから説明させていただきたいと思います。

それでは、資料の説明になりますが、こちら上段のほうは、現契約の内容を記載しております。中段は変更点です。下段に変更の内容をお示ししており、内容のほうを申し上げます。

今回、改修を行っています1号主ポンプを分解したところ、ポンプ内のインペラ(羽根車)を動かす主軸に錆が発生していることを確認いたしました。このため、予定であった研磨・再設置において、今後の使用に支障がないか工場での検査が行われた結果、浸潤が進んでおり研磨は可能とされるものですが、発錆部の研削のため、主軸寸法が設計管理値を下回ることとなります。このことから、主軸の交換が必要となったものでございます。

次のページ、2ページのほうをお願いしたいと思います。写真での説明になりますが、上段左写真が1号ポンプになりますが、横に側面図として、側面から見た内部を表しておりますが、真ん中の赤色で示しておりますものが主軸となります。こちらを取り出した状態が下段の写真となります。錆の発生状況が見れると思います。次ページではそのほかの分解状況のほうをつけさせていただいております。

資料の1ページのほうに戻っていただきまして、中段になります。変更として示しておりますが、工期の令和3年3月26日までを延長し、令和3年5月31日までとし、金額が増額837万1,000円とすることとなり、7,657万1,000円とする内容でございます。これらの内容につきましては、さきの補正予算10号におきまして、事業繰越のほう、それと不足する予算の補正のほう計上いたし、承認をいただいているところでございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただき、議案書のほうをお願いいたします。かがみをめくっていただきまして、別紙になります。

工事名、変更前、令和2年度大新田排水機場1号排水ポンプ補修、変更後、変更前と同じでございます。

工事概要、変更前、排水機場1号排水ポンプオーバーホール一式、変更後、排水機場1号排

水ポンプオーバーホール一式、主軸交換一式。

契約方法、変更前、指名競争入札による落札者と契約、変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、変更前、6,820万円、うち消費税620万円、変更後、7,657万1,000円、うち消費税696万1,000円。

契約相手人、変更前、福岡県福岡市南区那の川2丁目1番17号、蔵田工業株式会社、代表取締役蔵田崇晴、変更後、変更前に同じでございます。

工期、変更前、自令和2年10月21日、至令和3月26日、変更後、自令和2年10月21日、至令和3年5月31日。

提案理由、令和2年10月20日、議案第91号で可決されました本契約について、契約金額と工期の変更が生じたので、請負契約の変更を行うものです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

説明の内容はわかりましたが、このポンプの主軸について、もともとの耐用年数というのはどういうふうになっていたのか、それから、錆の写真を見ると、かなりひどい腐食というふうになっていますけども、このメンテナンスというのはどういうふうにされていたんですか。

それから、今回主軸の交換をするのはやむを得ないとしても、今後のメンテナンスはどのように改善するのかということについてお答えいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ただいまの御質問であります。耐用年数につきましては、ポンプ自体の分は40年という形でみております。それと、メンテナンスにつきましては、通常の稼働についてのメンテナンスを毎月行っておりますが、今回の内部につきましては、開けないとっていう形で行ったので、今回、オーバーホールを行うにあたりまして、開けたところでのメンテナンスといえますか、中を見るという形で改修のほうを行いましたので、そういった形でないと内部のほうはできない形になっております。

議 長（川副 善敬 君）

今後のメンテナンス。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

失礼しました。今後のメンテナンスという形ですけども、先ほどと同じような形、毎月の稼働のほうを見る部分と、あと状態につきましては、ポンプ自体の内部を見る点検口がありますけども、そういった形でメンテナンスはできますので、そういったところで進めていこうというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

よくわからないんですけども、要するにこれまでの主軸は耐用年数40年ですから、それだけ本来もてる設備なんですよ。それを、メンテナンスが不十分だから、錆びたのではない。普通考えるとそうだと思うんです。金属は特に専門ではありませんが、ちゃんと手入れをすればそれだけもてるはずのものなんですよ。それが、通常、そういう検査をして、実際、何年かに1回開けてびっくりということでは、結局錆による機械自体が動かないというようなことだって考えられるのではないのかというふうに思うんです。ですから、そういう意味では、従来のメンテナンスの方法は、瑕疵があったとか、問題があったということだと思うんですよ、そうじゃないとこんなひどい錆が発生するはずはないというふうに思いますので、それを従来と同じ形でやるというふうにすれば、今後不測の事態だって考えられるんじゃないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

そのメンテナンスにつきましては、利用の方法だというふうに思いますが、通常の利用のほうはさせていただいておりますけども、中の状況はやはり点検口とかで見る形であるかと思っておりますけども、それだけでは、やはり見えない部分も、確かにあるかと思っております。それと、稼働につきましては通常の稼働という形ではありますけども、その後の水処理といいますか、ポンプに入ってる内部の水を取り除くという形のところでは確かに異常な部分もあるかと思っております。水をしっかり抜くことで、そういった錆のほうを防ぐという方法もありますので、そういった形は今後使用においては、しっかりしていく形で利用のほうはしていきたいというふうに思っております。

議 長（川副 善敬 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただいま産業経済課長が申しましたとおり、通常のメンテナンスにつきましては、今後も同じようにしていきたいと考えておりますけども、今御指摘をいただきましたとおり、内部のメンテナンスにつきましては、検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

この大新田の排水ポンプ場というのは、そういった意味では、災害防止の決めてになる、内水氾濫を防ぐ上ではやっぱり決定的な設備だというふうに思うんです。以前にも落雷等によってそれが機能せずに、内水氾濫を起こしたということも報告されておりますし、そういった意味ではやっぱりメンテナンスは万全を期す必要があるのではないかというふうに思います。や

はり、写真を見る限りですけれども、本当にこんな感じのメンテナンスでは非常に不安だという印象でございます。ぜひとも改善を図られるというか、メンテナンスの方法についても、万全を期す、それだけの手立てを取っていただきたいと思うんですが、その点、町長いかがですか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけしておると思っております。これにつきましては、今補助事業でやっているんですけど、3機あるわけですね、ポンプ場が。この3機ともこうなってるのか、ちょっとわからないんですけど、やはり普通のメンテナンスではなかなか中の内部を見ることができないということで、やはりメンテナンスについては分解をやらなければならないと思っておりますし、それからもう一つは、川ですけど塩が入ってくるんです、塩分が。その点で、そこら辺がもう少し見落とすとんじゃないかと思っております。そこで、全体的に、やはり3機やるので、補助事業ということでございますけど、やはり分解をして、中身を見てメンテナンスというのは今後やっていかなければ、メンテナンスの方法というのを変えていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号工事請負変更契約締結の件（令和2年度大新田排水機場1号排水ポンプ補修）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 追加日程第2 議案第30号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第11号） —

議 長（川副 善敬 君）

追加日程第2、議案第30号令和2年度佐々町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第30号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。補正額はありません。

歳入合計、補正額ゼロ。計98億8,786万3,000円。

歳出。

2款総務費、補正額273万6,000円、計22億6,547万1,000円、1項総務管理費、補正額273万6,000円、計20億1,045万1,000円。

14款予備費、補正額減額273万6,000円、計2,113万6,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額ゼロ。計98億8,786万3,000円。

2 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、割愛をさせていただきます。

3 ページをお願いいたします。

今回の追加補正につきましては、教育委員会所管の国・県支出金の令和元年度分の返還金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

予算書3ページ。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、22節償還金、利子及び割引料273万6,000円でございます。

今回、私を含めました教育委員会事務局職員の失念、不注意によりまして、予算の追加補正ということで、議会の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしておるとともに、心からお詫び申し上げます。

今回の補正については、昨年、令和2年6月の時点で、教育1号認定幼稚園等分に係ります令和元年度分、子育てのための施設等利用給付費の国・県交付金の実績報告におきまして、国182万3,535円、県91万1,768円、合わせて273万5,303円を返還する結果となっております。実績報告に基づきまして、令和2年度内に歳出科目諸費におきまして国・県への返還金として補正予算計上しておくべきところを令和3年3月県からの確定通知、国からの確定通知がくるに至るまで手続きを失念していたものでございます。予算の未計上により精算ができない状態にあるため、今回、会期中でございますけれども、追加補正として議案を上程させていただくことに至りました。

今後の補正予算を行っていく際には、今回の予算のように予算増減に見落としがないか、特

に今回、毎年補正を伴うものの部類におきましては、特に課内、班内協議を密にいたしまして、進捗管理を徹底してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号令和2年度佐々町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 追加日程第3 議案第31号 令和2年度 佐々町水道事業会計補正予算（第4号） —

議 長（川副 善敬 君）

追加日程第3、議案第31号令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第31号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議案の1ページ目を御覧ください。

令和2年度水道事業会計予算説明書。

収益的収入及び支出。

収入の部です。

1 款水道事業収益、2 項の営業外収益、5 目消費税及び地方消費税還付金というところで、

減額の16万1,000円としております。これは、2ページ目にあります支出のほうで消費税を含む委託料や薬品費の決算見込み額の減による還付の減となっております。

2ページ目を御覧ください。

支出です。

1款水道事業費用、1項の営業費用、1目の原水及び浄水費、委託料としまして、水質検査業務委託料、浄水場内水質監視機器分解整備業務委託料、この2件とも入札執行残による減額となっております。

その下の薬品費、ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ソーダ、この2つの薬品につきましても、決算を見込んだ減額となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第31号令和2年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第2 議案第24号 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、議案第24号令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

それでは、予算書をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、金額1億1,253万8,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2款使用料及び手数料、金額2万円、1項手数料、同額でございます。

3款繰入金、金額4,579万4,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金、金額1,000円、1項繰越金、同額でございます。

5款諸収入、金額1,523万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2項償還金

及び還付加算金、金額22万6,000円、3項預金利子、金額1,000円、4項受託事業収入、金額1,500万4,000円、5項雑入、金額1,000円。

歳入合計 1億7,358万7,000円。

次のページ、2ページの歳出を御覧ください。

1款総務費、金額139万4,000円、1項総務管理費、金額97万円、2項徴収費、金額42万4,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億5,676万2,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

3款保健事業費、金額481万3,000円、1項保健事業費、同額でございます。

4款諸支出金、金額1,051万8,000円、1項償還金及び還付加算金、金額22万7,000円、2項繰出金、金額1,029万1,000円。

5款予備費、金額10万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計 1億7,358万7,000円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第24号令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第3 議案第25号 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —

議長（川副 善敬 君）

日程第3、議案第25号令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算、歳入。

1款診療収入、金額134万7,000円、1項外来収入、同額でございます。

2款使用料及び手数料、金額7万1,000円、1項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金、金額42万9,000円、1 項国庫補助金、同額でございます。
4 款財産収入、金額1,000円、1 項財産運用収入、同額でございます。
5 款繰入金、金額949万3,000円、1 項他会計繰入金、金額661万4,000円、2 項基金繰入金、金額287万9,000円。
6 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額でございます。
7 款諸収入、金額2,000円、1 項雑入、金額1,000円、2 項預金利子収入、金額1,000円。
歳入合計1,134万4,000円。
次のページ、2 ページの歳出を御覧ください。
1 款総務費、金額1,049万4,000円、1 項施設管理費、同額でございます。
2 款医業費、金額37万4,000円、1 項医業費、同額でございます。
3 款基金積立金1,000円、1 項基金積立金、同額でございます。
4 款予備費、金額47万5,000円、1 項予備費、同額でございます。
歳出合計1,134万4,000円。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第25号令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第4 議案第26号 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計予算 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第26号令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。
執行の説明を求めます。
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。議案1 ページ目を御覧ください。

第1 表歳入歳出予算、歳入。

1 款分担金及び負担金、金額1 万8,000円、1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額57万1,000円、1 項使用料、金額56万9,000円、2 項手数料、金

額2,000円。

3 款繰入金、金額120万円、1 項一般会計繰入金、同額です。

4 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、金額1,000円、1 項雑入、同額です。

歳入合計179万1,000円。

歳出。

1 款総務費、金額154万2,000円、1 項総務管理費、同額です。

2 款予備費、金額24万9,000円、1 項予備費、同額です。

歳出合計179万1,000円。

歳入歳出予算事項別明細書、総括については割愛させていただきます。

3 ページ目を御覧ください。

今年度、令和3年度につきましては、農業集落排水事業は歳入歳出とも、さきの令和3年2月の産業建設文教委員会で御説明させていただいておりますように、公共下水道へ接続予定です。

歳入です。

1 款農業集落排水受益者加入金としまして、1万8,000円、これは平成28年度の加入者分になります。

失礼しました。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この予算については勉強会の折に、7月までの予算を組んでいるということでございましたけども、移行に伴います法的条例、規則、そういうもろもろ、手続については、どのようなものがあるのか、委員会の見たら、後でということが会議録に載ったものから、どういう手続があるのか1点。

それから、御存じのようにそれぞれの施設に処理施設があるわけですけども、その分については公共下水道予算で計上されて、取壊しとかなんか書いてあったように思うんですけども、通常考え方として、耐用年数が幾らあるかわかりませんが、取り壊せば資産がなくなるし、費用も嵩むので、有効利用についても検討はなさったのかですね。公共施設等の整備計画では、そういうふうにあったものから、有効利用についてどのように考えて、取り壊すのじゃなくて、利用についてどう考えておられるか、2点お尋ねします。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。今後、農業集落排水施設の公共下水道へ移管にあたりまして、どういう手続があるかということですけども、今後、条例に基づく財産移管手続ももちろんですけども、各農集排及び公共下水道の区域変更の告示、及び受益者加入負担金の告示を4月1日付等で行わないといけないと考えております。

また、志方地区につきましては、7月末に下水道に接続となりますので、同じように区域の変更等の手続が必要となってくるかと思っております。

それと、施設を取壊し、有効利用ということですが、施設につきましては、建物の中にし尿をろ過したりする施設が金属の施設が入っております。それと受電設備なども入っております。そういったものの撤去を行い、建物自体は今後、非常時の資材倉庫とか、こういったものに利用できるように今後計画をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第26号令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

— 日程第5 議案第27号 令和3年度 佐々町水道事業会計予算 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第5、議案第27号令和3年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。

水道事業会計においては、12日の上程の際に、朗読終わっておりますので、質疑からお受けいたします。先ほどの件についても私がそこら辺を申し述べませんでしたので、誠に申しわけございません。

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

さきの12月の議会の折に、浄水場の維持管理業務については、担当課長においては、慣れるまでとか、3年か4年とか、答弁があったように思いますけども、同僚議員の質問に対して、町長におかれましては、1年間するようなお考えで答弁をいただいておりますが、昨日来からの議会に対しての入札結果の報告見ますと、3年契約の報告書がまいてきているんですけども、そのことについて課長と管理者として町長と協議なさって、議会の答弁と違うような契約をなさっているようでございますけども、そこら辺の見解についてお尋ねいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申しわけございません。1年間、私が答弁しているかどうか、ちょっとわからないんですけど、1年間（私語あり）答弁してないですね。私がそこら辺が大変申しわけございません。一応、経済的といいますか、この3年間ということでも話し合いが行ったつもりでございます、

契約上有利な方法といえ、3年間すれば、3年間で契約を、どちらにしても管理というのがなかなか今の職員体制では、厳しいところがあるものですから、私としましては、水道課と話し合っ、一応3年間の区切りで債務負担行為を組んでやったほうがいいんじゃないかということでお話をしたところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、議会に対しての答弁は虚偽の答弁をなさっているということで理解してよろしいですね。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません。私がどこで答弁したのか覚えていないんですけど、産業建設文教委員会の中で答弁しているんですか。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（10時40分 休憩）

（10時45分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。私が令和元年の12月の19日に発言をしております、現状は成り行きではそういうことで、多分1年間はやむを得ないということで発言をしているということでございます。これ、令和2年度の1年間分の委託をお願いするということで、令和3年度からは、複数年数ということで、今回上げていたということで、職員が増えればということでお話をしていると思いますので、そういうことで、今までの職員数でやるということであれば、次の令和3年度から3年間お願いしたいということで、令和3年度の当初予算に上がったと。令和2年度分は、とりあえず1年間計上させてくださいということでお願いしたということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ということは、令和2年度までで職員を増員できないから、また令和3、4、5年度と契約をしたいということで、考え方が変わったということと理解しとけばよろしいですね。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

そういうことで御理解をいただければと思っております。なかなか職員を増やすというのが現状では難しかったものですから、そういうことで、3年間はやむを得ないなということで、水道課と話し合っただけで決めたということでございますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

町長の今の発言でちょっと関連で聞かせていただくんですけど、職員を増やせば、結局委託がなくなるのか、そういった定数管理も含めたところで、先を見通した、職員は、私は町の資産だと思えます。特に技術を伴う部分については、やはりそれを直で持っているというのは町の資産でありますから、いないから安易に委託に走る、外注に走るという考えは、先ほどの答弁はちょっと納得できかねる部分がありますので、じゃあ、3年先はどうかということになりますよね、はっきり言って。そういった定数管理というか、その見通しをされていないのかという点については、私も疑問に思いますので、将来を見据えた定数というところで、計画がないのかというふうに私は聞き取れたんですけども、詳細の説明をいただければ。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これも12月にお話ししていると思えますけど、なかなかこれを専門的な技術といいますか、そういう方がなかなかいらっしゃらないわけです。それをするというのは、今はその職員を増やすということは、現状はなかなか厳しいという原課からお話を伺っておりますので、公募してもいらっしゃらなかったの、いないということでお聞きしておりますので、3年間は現状のままでやっていきたいと。もちろん、職員が運営するのがもちろんいいわけですが、そこがなかなか厳しいところが現状はあるということで御理解いただければと思っております。もちろん、定員管理については、総務課長を中心に今後どうするのかちゅうのは、もちろん決めていますので、そういう、そってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

定数とか、技術職員数とかは、今はとかいうような答弁でちょっと納得できない部分があるんですよ。公募して募集をかけ、育てていくという姿勢が執行側にあるのかないのかというのを私は問うているわけですよ。現状はやむを得ない、3年間。これまでもありましたよ。人材不足によりやむを得なく外注とか、そういった答弁あっていたんですよ。だから、そもそも論として、その先を見据えて公募をし、職員を育てるというような姿勢があるのかということ

が見受けられないというふうを感じるものですから、そういった姿勢で挑むんだと。ただし、今はということなのか、町として、職員、技術者含め、そういった専門の職員を公募し、育てていくという姿勢があるのかというのを最後に確認したい。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
もちろん、この前もこれは阿部議員が御質問がっております。そのときにも、やはり技術のほうを私のところで公募いたしました。公募いたしましたけど、応募がなかったということで、大変厳しい現状があったわけでございます。もちろん私も生え抜きといいますか、そういう技術者を育てていかなければならないと私は思っています。しかしながら、現状はこういうことでありますので、やはり、それを育てるにしても何年かかかるわけです。技術的な方。公募はもちろんやりますけど、その中で、町としてはなかなか厳しい部分ですから、やはり今回は急がなきゃならないということで3年間はお願ひしたいということで、債務負担行為を組んだということで御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第27号令和3年度佐々町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
しばらく休憩します。

（10時53分 休憩）
（11時05分 再開）

— 日程第6 議案第28号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計予算 —

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第6、議案第28号令和3年度佐々町公共下水道事業会計予算を議題とします。
公共下水道事業会計においては、12日の上程の際には朗読は終わっておりますので、質疑からお受けいたします。
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第28号令和3年度佐々町公共下水道事業会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
ここで休憩をいたします。
そして、町長から緊急に申し出がっておりますので、議運を開かせていただきますので、しばらく休憩します。

（11時06分 休憩）
（11時29分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
休憩中に町長から追加案件が1件っております。議会運営委員会を開催し、協議していただきました。案件の内容は、議案第32号町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件についてです。

皆さんにお諮りします。
1件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件についてを日程に追加し、追加日程第4とし、以上の1件を議題とすることに決定しました。
資料配付のため、しばらく休憩します。

（11時30分 休憩）
（11時32分 再開）

— 追加日程第4 議案第32号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
追加日程第4、議案第32号町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件についてを議題といたします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第32号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

1 枚目をお開きください。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後ということで、附則のところの16項、17項につきまして朗読します。

令和3年4月に支給する町長の給料月額第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

17項、令和3年4月に支給する副町長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附則、施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行する。

現在の町長の給与が75万になっておりますので、実額67万5,000円、副町長の月額が60万5,000円となっておりますので、57万4,750円という形で4月分の給与がなるということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これより質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

非常に残念な事案が度重なっております。町長が全て、副町長が全て事務執行について理解されているとは思いませんが、やはり、担当課長として、ルールをよく理解して、ルールは法律とかいろいろ条例とかでございますけども、そのことについて十分認識してやっていただきたいと思います。ましてや、議員は全てを知っておりません。提案された議案もろもろは、正しいものとして判断して議論していく前提でございますが、書類的なミスも、こう度重なりと非常に新しい議員さんが今度来られますので、そういう面においても、ますます研究なされて、スムーズに審議が行くようにしていただきたいという意見を申し述べておきます。

議 長（川副 善敬 君）

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

1件だけお伺いいたします。度重なる議案書の訂正、書き直し、いろんなことが今回の3月議会でありました。そこで、町長にお尋ねしたいんですけど、同僚議員のほうから、そういうことで技術職の向上とか、そういうことで質問がありました。いろいろと公募したけども、応募がなかったということで町長の答弁がありましたけれども、じゃあどうするのかということで、職員を、現在の職員を教育するしかないよねということで、私は思うんですけども、例えば、教育する場合に、資格を取る場合に、どういうふうになっておるのかな、個人が負担するのか、例えば町のほうである程度持つような、何か条例か規則か、そういうことがあるのか、1点だけお伺いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

自分のやはり資格といいますか、そういうことで上げるということで、自分の能力を上げるということは、やはり自分たちでもらうと。いろいろなことで、どれをやるのかというのは、やはり職員の方が考えていただいて、自分たちで勉強していただければ十分通用するんじゃないかと私は思っていますので、資格とか何とかじゃなくて、技術屋は資格を持った人が、うちは技術を入れますので、あとは勉強していただくということが我々の仕事でございますので、やはり、勉強してもらい、役場の組織、内容といいますか、それをしてもらいというのが私は第一でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

役場の職員になるためには、一定の試験を受けて、それなりの知識を持った方がそういうことで入っておられる。ところが、入ってしまったところが、いやいや違うよねということであろうかと思うんですけども、技術職に関しては、技術屋が資格を持つてくるということでは、その中でもやはりいろんなトラブルがあつとるわけですが、そけん、やっぱり何かのことを考えなければ、やっぱり同じような繰り返しじゃないかなということで思うものですから、やはり、私はそういうことで何かをしたいということがあれば、やっぱり町のほうも、町民のためですから、そういうことで資格を取らせる場合には、そういう負担、そういう制度がないのかなということでお伺いをしておりますので、やっぱり自分の首を絞めるようなことを、町民のサービスですから、そういうことで考えていただけたらなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第32号町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正の件は

原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 発議第1号 佐々町議会会議規則の一部改正について —

議長（川副 善敬 君）

日程第7、発議第1号佐々町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第1号 朗読）

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。発議第1号佐々町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第8 意見書第1号 核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）の提出について —

議長（川副 善敬 君）

日程第8、意見書第1号核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（意見書第1号 朗読）

可決されましたら、下記の機関へ送付することになります。
以上です。

議長（川副 善敬 君）

提出者から発言がありましたら許可します。
6番。

6番（永安 文男 君）

この意見書案の提出につきましては、さきの総務厚生委員会報告で申し上げましたとおり、核兵器禁止条約の署名、批准の意見書案の提出を委員会の決議で提出することといたしました。

核兵器を全面的に禁止する初めての国際起案となる核兵器禁止条約が1月22日に発効しました。この禁止条約は、前文で、被爆者と核実験被害者の容認しがたい苦難と損害に触れ、核兵器が二度と使用されない唯一の方法がその完全廃絶だと指摘しています。唯一の戦争被爆国である日本は、この禁止条約に署名も批准もしていません。誰一人として地球上の核地獄を二度と経験してはならないという被爆者の訴えと、長年にわたり熱望してきた核兵器はなくすべきだという思いを実現させるため、この問題を自分事として考えていかなければならないと思っています。

どうぞ、皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願いをいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第1号核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）の提出については可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第1号核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）の提出については可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させます。

— 日程第9 閉会中の委員会継続調査 —

議長（川副 善敬 君）

日程第9、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しています案件について、調査の申し出があつています。

お諮りをします。委員長の申し出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長の申し出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定しました。

— 閉会 —

議長（川副 善敬 君）

以上で、令和3年3月本定例会に付された案件は全て終了しました。閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町長。

町長（古庄 剛 君）

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

本定例会が3月9日に開会しまして、本日の22日までの14日間で開催されてまいりました。その間、提案を申しあげました補正予算、条例関係ほか、当初予算の一般会計など、8会計について2日間の勉強会が行われまして、25件の各議案並びに追加議案4件に対しまして、それぞれ慎重審議をいただきました。

議員の皆様におかれましては、提案申しあげました議案に対しまして、それぞれ適切な御意見をいただき、御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、水道関係議案につきましては、予算について基本的な間違いがあり、度重なる修正、撤回など、議員の皆様方に多大なる御迷惑をおかけするとともに、大変申し訳なく思っております。誠に遺憾であり、お詫びを申し上げたいと思っております。この議会におきまして、議員の皆様からいただきました御意見、御指摘につきましては、重く受けとめて、その対応に十分留意しながら、予算執行にあたってまいりたいと考えております。

そして、3月の、皆さん御存じのように、28日は、佐々町の町制施行の80周年の記念式典を開催を考えておりまして、皆様方におかれましては、大変お忙しい中でございますけど、全議員の皆様方に御出席をいただきますようお願い申し上げます。

また、職員一丸となって、「暮らしいちばん！住むならさざ、みんなが輝き、みんなで創るまち」という町の将来像のもと、町民の皆さんが住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるような町、さらには、町外の方が住んでみたいと思えるようなまちづくりを町民の皆様と一緒にやってつくっていききたいと、今後とも御協力いただきますように、心からお願い申し上げます。

皆様御存じのように、新型コロナウイルス感染症については、首都圏の1都3県の緊急事態宣言が3月21日をもって解除されておりますが、感染者の下げ止まりの状況でありますので、まだまだ注意が必要な状況でございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、収束に

向けて、感染症の拡大防止のために努めなければならないと考えておるわけでございます。住民の皆様方には、引き続き、これまでと同様にマスクを着用する、小まめに手洗いするなどを徹底していただくとともに、外出自粛や営業時間短縮などの継続をされている地域との不要不急の往来を控えていただきますとともに、人との接触機会をできるだけ減らしながら、感染予防に努めていただきますようお願いを申し上げます。御理解と御協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、6月に選挙が行われますけれども、所期の目的が達成されますように、健康には十分留意をしていただき、今後とも町政の発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

本日、閉会にあたりまして、川副議長様をはじめ、各議員の皆様方の御協力に感謝を申し上げます。簡単でございますけど、御挨拶に代えさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）

私からも一言御礼を申し上げます。

9日に定例議会を開会し、会期を22日まで14日間とし、本日閉会となりました。会期中、総額60億4,600万の2021年度一般会計予算案が上程されました。6月の町長選、町議選のために、前年度9%の骨格予算とはなりましたが、必要な経常経費、また大型事業の新庁舎建設事業費などが上げられました。しかし、何よりも緊急を要する新型コロナ対策事業として、子育て世帯への保育料軽減事業、また、学生応援給付事業費などが盛り込まれました。また、20年度の補正予算としては、新型コロナ対策に伴う時短営業などの影響を受け、売上げが減少されました町内事業者に対しまして、一時給付金の給付も計上されました。そのほかにも、日常の皆様方の生活福祉、教育農業商工業の支援策が計上されております。

以上、申し上げます補正予算、当初予算案を可決、承認いただきありがとうございました。

新型コロナウイルスのワクチン接種についても始まっており、早急に佐々町においても、一般町民の方に開始されることを期待しております。そして、何よりも一日も早く町民の皆さんの生活が新型コロナウイルス発生前の安全安心の平穏な生活に戻りますように願っております。これから、4月になると小学校、中学校、高校と入学式とかいろいろな例年であれば家族も参加されまして、いろんな春の運動会とか、いろいろ始まる場所でございます。どうか将来がある、こういう子どもさんたちが御家族の皆さんとともに、いろんなコロナによる活動制限のない、楽しい入学式、また日々になりますように願う次第でございます。

私たち議員も6月までの任期ですが、残された任期の中で精一杯議員としての職責を議員の皆さんとともに、果たしていかなければならないと決心しております。

任期中の最終の定例会となりました。皆様方の御協力に御礼を申し上げます。

それから、職員の退職者が2人おられるということですが、総務理事兼事業理事の松本孝雄氏におかれましては、長い間佐々町に勤務され、佐々町の発展と町民の皆さんの生活、福祉の向上に努力されて、頑張っていたいただき、議会としては心より御礼と感謝を申し上げます。退職なされても、長年の培ったノウハウと知識を今後とも佐々町のために御尽力いただきますようお願いいたします。

また、内田会計管理者におかれましては、その実直な人柄のとおり、委員会などで私も一緒になりますと、爽やかな気持ちにならせていただきました。ありがとうございました。どうか今後とも、佐々町のために御尽力をお願いする次第でございます。

最後になりましたけれども、皆様方に本当に協力いただき、最後の定例会は、ちょっとスムーズというわけにはいきませんが、終了いたしまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。お疲れさまでした。

以上で、令和3年3月第1回佐々町議会定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

（11時59分 閉会）